

## 備陽史探訪の会会則

「山間の溪流集まって滔々たる大川となり、一村一邑の小歴史集まって、浩瀚なる国史は構成せられる」これは大正14年1月15日に創刊された備後郷土史会機関誌「備後史談」発刊の辞である。日本史といい世界史といい、地域の歴史の集合体に過ぎない。本会は、昭和55年9月、こうした先人たちの遺志を継ぎ、備後を中心とした地域の歴史を明らかにすることを目的に結成された歴史研究の集いである。

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「備陽史探訪の会」という。

(設立目的)

第2条 本会は、備後を中心とした地域の歴史を研究し、愛郷の精神を涵養することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的に沿って次の事業を行なう。

- (1) 会報及び行事案内の発行の事業
- (2) 研究成果等の発表の事業
- (3) 見学会の実施の事業
- (4) 各種講座・講演会・シンポジウム等の開催の事業
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

### 第2章 会員

(入会・会員)

第4条 会員は、本会の設立目的に賛同し、及び所定の会費を納入した者とする。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする者は、会長へその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会后3ヶ月以内に会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。

### 第3章 会費

(年会費)

第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 一般会員        | 4,000円 |
| (2) 夫婦・親子会員     | 5,000円 |
| (3) 大学生・専門学校生会員 | 2,000円 |
| (4) 高校生会員       | 1,500円 |
| (5) 小・中学校生会員    | 1,000円 |

(中途入会)

第7条 年度中途に入会しようとする者は、事務局の内規に定める会費を納入しなければならない。

### 第4章 総会

(意義)

第8条 総会は、本会の最高意志決定機関である。

(種別)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第11条 通常総会は、毎年1回、会計年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、又は監査委員から召集の請求があった場合に開催する。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会を召集するときは、会議の日時、場所及び議題を事前に通知しなければならない。

(議長)

第12条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から互選によって選出する。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任

- (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 事業計画及び収支予算
  - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項
- (議決方法)

第14条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 総会の議決は、出席会員の過半数の同意によって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(代理委任)

第15条 会員が総会に出席できない場合は、代理委任状をもって議決権・提案権を行使できる。

(定足数)

第16条 総会の定足数は、総会開催時の会員総数の3分の1以上とする。

2 代理委任状提出者は、定足数に加えるものとする。

## 第5章 役員等

(種別・定数)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 各部会で1名
- (5) 副部会長 各部会で若干名
- (6) 幹事 若干名

(名誉会長)

第18条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、役員会が推薦する。

3 名誉会長は名誉職であって任期はとくに設けない。

(名誉会員・顧問)

第19条 本会に名誉会員・顧問を置くことができる。

2 顧問・名誉会員は、本会の発展に功労のあった者の中から役員会が推薦する。

3 顧問は、要請に応じて会の運営に助言を行なう。

4 名誉会員・顧問の任期はとくに設けない。

(選任)

第20条 役員及び監査委員は、総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第21条 会長は本会を代表し、会務を行なう。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、会長を補佐し、事務局を統轄する。

4 部会長は、各部会の活動を統括する。

5 副部会長は、部会長の職務を補佐する。

6 幹事は、事務局・部会に分属し、その事務を分掌する。

(役員兼務)

第22条 役員は、他の役員職との兼務を妨げない。

(役員任期)

第23条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員辞任)

第24条 役員は、その会務の執行をなしえないやむを得ぬ事情が発生した場合、役員会の承認を得た上で辞任することができる。

## 第6章 事務局

(事務局職務等)

第25条 本会の事務を執行するために、事務局を設置する。

2 本会の事務局は、備陽史探訪の会会長宅及び会計担当者宅に置く。

3 事務局は会長の指示に基づき、会務全般を執行する。

4 事務局に会計担当者1名を置き、本会の会計を処理する。

(内規の制定)

第26条 事務局は、会務に関して必要な内規を設けることができる。

## 第7章 監査委員および監査

(定数)

第27条 本会に2名の監査委員を置く。

(職務)

第28条 監査委員は、本会の資産及び会計の監査を行なう。

2 監査委員は、臨時役員会及び臨時総会を招集できる。

(監査の時期)

第29条 監査は、本会会計年度終了の翌月に実施する。ただし、監査委員が必要と認めた場合は、年度中途であっても臨時に監査を実施できる。

(兼務の禁止)

第30条 監査委員は、役員との兼務を禁ずる。

(任期)

第31条 監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8章 役員会

(種別及び開催)

第32条 役員会は、通常役員会と臨時役員会とする。

2 通常役員会は、原則として毎月1回開催する。

3 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は監査委員から請求があった場合に開催する。

(職務)

第33条 役員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する決算案及び予算案の審議
- (2) 総会に提出する事業報告及び事業計画案の審議
- (3) 会則の改正等の発議
- (4) その他本会の運営にかかわる事項

(議長)

第34条 役員会の議長は、会長が務める。

(議決方法)

第35条 役員会の議事は、出席役員の過半数の同意によって決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(代理委任)

第36条 役員が役員会に出席できない場合は、代理委任状をもって議決権・提案権を行使できる。

(定足数)

第37条 役員会の定足数は、役員総数の3分の1以上とする。

2 代理委任状提出者は、定足数に加えるものとする。

## 第9章 部会

(組織)

第38条 本会は会の事業を円滑に推進するため、部会を置き、第40条に定める諸活動を行なう。

(活動計画)

第39条 部会の活動は、総会で承認された年度計画に従って実施する。

2 部会は役員会の承認を得て、臨時の活動計画を立て、これを実施できる。

(構成・活動範囲)

第40条 部会の構成及び活動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 古代史部会 主として古墳と古代史の研究。
- (2) 中世史部会 主として城郭と中世史の研究
- (3) 近世近代史部会 主として江戸時代以降の郷土史の研究

(研究部会の廃立)

第41条 部会を廃立する場合は役員会において発議し、総会において議決する。

## 第10章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入によって構成される。

(資産の管理)

第 43 条 本会の資産は会長の総括下、事務局が管理する。

(事業年度)

第 44 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、その年の 1 2 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、役員会の討議を経て、総会において議決する。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告書及び決算書は会長が作成し、監査委員の監査を経て、総会で承認を得るものとする。

(余剰金の扱い)

第 47 条 本会の当該年度の余剰金は総会の承認を得て、翌事業年度に繰越金として繰り越すことができる。

(特別会計)

第 48 条 本会の余剰金の一部をもって、本会の目的に応じて別途に特別会計を組むことができる。

## 第 11 章 会則の改正

(改正)

第 49 条 会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 12 章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 50 条 会員の個人情報は管理責任者を置いて管理し、会の運営に必要なもの以外は部外者に公開しないものとする。

2 管理責任者は、会長が兼任する。

(細則)

第 51 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は細則として別途定めることができる。

附則 (1981 年 4 月 26 日制定)

この会則は、1981 年 4 月 26 日から施行する。

附則 (1986 年 2 月 22 日一部改正)

この会則は、1986 年 2 月 22 日から施行する。

附則 (1988 年 2 月 22 日一部改正)

この会則は、1988 年 2 月 22 日から施行する。

附則 (1998 年 1 月 25 日一部改正)

この会則は、1998 年 1 月 25 日から施行する。

附則 (1999 年 1 月 24 日全面改正)

この会則は、1999 年 2 月 13 日の告示の日から施行する。

附則 (2000 年 1 月 30 日一部改正)

この会則は、2000 年 2 月 5 日の告示の日から施行する。

附則 (2004 年 1 月 24 日一部改正)

この会則は、2004 年 2 月 16 日の告示の日から施行する。

附則 (2008 年 1 月 26 日一部改正)

この会則は、2008 年 1 月 26 日から施行する。

附則 (2014 年 1 月 25 日一部改正)

この会則は、2014 年 1 月 25 日から施行する。

附則 (2015 年 1 月 24 日改正)

この会則は、2015 年 1 月 24 日から施行する。